

◇ 新医療法人制度来年4月スタート

Q : 改正医療法が公布されたそうですが、どんな改正がなされたのですか？

A : 医療法人は、今後、解散時に残余財産が個人に分配されない出資限度法人となります。

【解説】

先の通常国会で成立した改正医療法が、先日公布されました。

今回の医療法改正では、昨年にとりまとめられた「医療法人制度改革の考え方」で示された非営利性、公益性といった基本的な考え方をベースに医療法人のあり方が大幅に見直されています。

具体的には、定款等に医療法人の解散に関する規定について残余財産の帰属すべき者を定める場合には、その者は国もしくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者でなければならないとする規定が盛り込まれ、新たな医療法人制度では、出資額限度法人の残余財産は個人の出資者には分配されないこととされています。

したがって、今後は医療法人の基本は解散時の残余財産が個人に分配されない出資額限度法人となるわけですが、特別利益供与の禁止などについての取扱いがまだ明らかになっていませんので、このあたりが取りまとめられた後、課税関係が明らかにされるものと思われます。

なお、この改正医療法は、平成19年4月1日からスタートします。

